

## 第27表 道路標識の設置状況

(単位 枚)

区 分	設 置 枚 数		前 年 比
	平 成 27 年	平 成 26 年	
<b>総 数</b>	<b>823,248</b>	<b>822,855</b>	<b>393</b>
車 両 通 行 止 め 等	28,031	28,363	△332
歩 行 者 専 用	33,655	34,099	△444
自 転 車 ・ 歩 行 者 専 用	46,242	46,364	△122
指 定 方 向 外 進 行 禁 止	67,465	67,883	△418
進 入 禁 止	28,217	28,279	△62
一 方 通 行	20,541	20,545	△4
最 高 速 度	95,445	94,639	806
駐 車 禁 止 等	215,145	215,113	32
進 行 方 向 別 通 行 区 分	3,111	2,990	121
バ ス 専 用 ・ 優 先	728	728	-
一 時 停 止	139,796	139,998	△202
歩 行 者 横 断 禁 止	18,369	18,271	98
車 両 横 断 禁 止	612	614	△2
転 回 禁 止	4,885	4,908	△23
追 越 し ・ 追 い は み 禁 止	10,236	10,245	△9
横 断 歩 道 等	94,582	94,069	513
そ の 他	16,188	15,747	441

注 追いはみ禁止とは、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」のことである。  
 数値：交通規制課

## 第28表 交通信号機の設置状況(年次別)

(単位 か所)

区 分	平 成 25 年	平 成 26 年	平 成 27 年	
<b>総 数</b>	<b>15,656 (82)</b>	<b>15,754 (82)</b>	<b>15,813 (79)</b>	
うち) 交 差 点 用	<b>11,345 (13)</b>	<b>11,309 (12)</b>	<b>11,259 (11)</b>	
地 区 部	総 数	9,876 (73)	9,950 (72)	9,970 (72)
	うち) 交 差 点 用	7,391 (10)	7,364 (9)	7,310 (9)
市 郡 部	総 数	5,751 (9)	5,775 (10)	5,814 (7)
	うち) 交 差 点 用	3,927 (3)	3,918 (3)	3,922 (2)
島 部	総 数	29 -	29 -	29 -
	うち) 交 差 点 用	27 -	27 -	27 -

注 ( ) の数値は内数を示し、道路交通法第5条第2項に基づき、公安委員会が認めた者が設置又は管理する委託信号機である。  
 数値：交通管制課